

### 3月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成30年3月22日(木)
開催時間	午前9時30分
開催場所	本館8階 第2委員会室
出席委員	中山 教育長 木下 教育長職務代理者 御喜田 委員 村本 委員
出席職員	吉川教育次長・鶴田教育総務部長・田中生涯学習担当部長・鶴原学校教育部長・今岡教育総務部次長・馬場教育総務部次長兼教育政策課長・万代教育総務部次長・西崎教育総務部次長兼八尾図書館長・亀甲学校教育部次長・高橋総務人事課長・南生涯学習スポーツ課長・湊文化財課長・式学務給食課長・菊池指導課長・山本教育サポートセンター所長・森人権教育課長・田頭教育総務部参事・仁科教育政策課長補佐・伊東青少年課長・松月こども未来部参事

【中山教育長】 ただいまから3月定例教育委員会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、木下委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、本日はこども未来部長に委任している事務に関する議事が予定されておりますので、こども未来部青少年課の伊東課長及び同部参事兼ねて放課後児童育成室の松月室長にも出席いただいております。

【中山教育長】 では、2月臨時教育委員会会議録について審議いたします。委員の皆様方、この会議録について何か御質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、2月臨時会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 では、2月定例教育委員会会議録について審議いたします。委員の皆様方、この会議録について御質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、2月定例会会議録について承認と決しました。続きまして、教育長及び教育委員の報告に移ります。

(教育長報告)

2月22日(木)	定例教育委員会
2月23日(金)	3月市議会定例会本会議(第1日)
2月24日(土)	第8回八尾市小学生なわとび名人検定及び第6回八尾市小学生チャレンジなわとび学年別認定会 曙川文化センターまつり 久宝寺コミセンまつり
2月25日(日)	第18回“祝八尾テト”オープニングセレモニー
2月26日(月)	3月市議会定例会本会議(第2日)
2月27日(火)	平成29・30年度 認定こども園に向けての教育・保育の研究～1年次研究報告～
2月28日(水)	3月市議会定例会本会議(第3日)
3月1日(木)	3月市議会定例会本会議(第4日)
3月2日(金)	3月市議会定例会本会議(第5日) 予算決算常任委員会全体会
3月3日(土)	安中青少年会館「ウィズフェスタ」 大正コミセン生涯学習講座作品展示発表会 高安コミセンまつり 山本コミセンまつり 志紀コミセンまつり
3月4日(日)	桂人權コミセンまつり 竹湊コミセンまつり
3月6日(火)	桂中学校区地域教育協議会総括集会
3月10日(土)	フェスタかがやき2018 龍華コミセンまつり
3月11日(日)	消防記念日式典 こどもフェスティバル
3月12日(月)	文教常任委員会・予算決算常任委員会文教分科会
3月14日(水)	第2回スポーツ施設運営審議会 第20期第5回八尾市図書館協議会
3月15日(木)	定例教育委員協議会 予算決算常任委員会総務分科会
3月16日(金)	第2回生涯学習センター学習プラザ運営審議会 校園長会
3月19日(月)	平成29年度第2回市史編纂委員会 第4回社会教育委員会議
3月20日(火)	予算決算常任委員会全体会 3月市議会定例会本会議(第6日)

【中山教育長】 この間、教育委員の皆様には、卒業式にも臨席、参加いただいております。委員の皆様から卒業式の出席の件も含みまして、この間の活動状況や感想について何かありましたら、御報告よろしくお願いたします。

【木下教育長職務代理者】 中学校と小学校の卒業式に参加しました。粛々と式は進められて、大変よかったですと思います。

【中山教育長】 ありがとうございます。

【村本委員】 私は、3月13日、高美中学校の卒業式に参加いたしました。続いて3月16日、安中小学校の卒業式に出席してまいりました。両校とも厳粛な中にすばらしい卒業式だったと思っております。

【中山教育長】 ありがとうございます。  
ほかに何か、ご報告等ありませんでしょうか。よろしいですか。  
それでは、次に進ませていただきます。

#### {審議}

【中山教育長】 それでは、議案等の審議に入らせていただきます。

まず、議案審議に入ります前に、本日審議いたします議案のうち、議案第11号及び議案第12号の平成八尾市教育委員会の人事に関する件につきましては、人事案件であることから、本案件にかかわる審議は非公開といたしたいと思っております。委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第11号及び議案第12号につきましては、非公開で審議することといたします。

議事の進行の都合上、この案件につきましては、他の議案の審議及び報告等が終了した後に行いたいと考えております。

では、請願第1号「八尾市立小・中学校における障がい児教育の環境整備と介助員の労働条件についての請願の件」について、審議いたします。

先に、本請願の取り扱いについて、委員の皆様にお諮りいたします。

お手元配付の次第、請願1号については、平成30年2月22日にご提出いただいたものでありまして、本請願につきましては、八尾市教育委員会会議規則及び八尾市教育委員会請願等取扱要項に規定されております要件を満たしておりますことから、同規則第25条第1項の規定により、その処理についてさきの定例教育委員協議会において、教育委員の皆様と要項第7条の規定の方法に基づき、ご協議させていただいたところでございます。本日は、その協議のとおり審議を進めてまいりたいと思っておりますので、改めてその手順につ

いてまずお諮りいたします。

本請願の審議につきましては、まず請願内容の主管課であります総務人事課より請願の概要報告及び教育委員会事務局の見解を述べさせていただきました後に、教育委員の皆様とともに本請願につき、審議したいと考えております。

なお、同規則第 25 条第 2 項の規定に基づく請願者代表による請願についての説明については、請願書に詳細に記載されておりますため、協議のとおり説明を求めません。皆様、この 2 点についてよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 ご異議ないようですので、それではそのように進めさせていただきたいと思えます。まず、高橋総務人事課長より、請願の概要について報告願います。

【高橋総務人事課長】 それでは、請願第 1 号「八尾市立小・中学校における障がい児教育の環境整備と介助員の労働条件についての請願の件」について、概要をご報告いたします。

本請願は、八尾市嘱託・非常勤職員労働組合及び見張り番・八尾の奥村貴夫氏から平成 30 年 2 月 22 日に八尾市教育委員会中山教育長宛てに提出されたものでございます。

内容につきましては、八尾市立小中学校に通学する車椅子生徒及び介助員の身体安全のためのエレベーターの設置及び介助員の労働条件の改善等、社会的弱者に対して温かい施策の実施を求める請願であります。

なお、請願理由につきましては、お手元配付の請願書のとおりでございますので、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

【中山教育長】 請願の趣旨については、詳細に記載されておるということで、もう既に皆様に読んでいただいておりますので、本請願に関する教育委員会事務局の見解を続けて述べてください。

【高橋総務人事課長】 それでは、請願第 1 号、八尾市立小・中学校における障がい児教育の環境整備と介助員の労働条件についての請願につきまして、教育委員会事務局の見解を申し上げます。

請願項目、八尾市立小中学校に通学する車椅子生徒及び介助員の身体安全のためのエレベーターの設置及び介助員の労働条件の改善等、社会的弱者に対して温かい施策の実施を求めることについてであります。まず八尾市立小中学校におけるエレベーターの設置については、限られた財源の中、新たに校舎を建設する際に、エレベーター設置を行っているところであり、現在小学校 6 校、中学校 4 校にエレベーターを設置しております。

今後におきましても、校舎建設時に合わせてエレベーターを設置していく方針で、順次進めてまいりたいと考えております。

次に、介助員の労働条件の改善等についてであります。国の動向や社会情勢等を踏まえ、引き続き関係部局と協議等を行い、処遇改善に努めてまいります。

以上が本請願に対する教育委員会事務局の見解でございます。

【中山教育長】 これから教育委員の皆様と審議に入るわけですが、請願において本市の特別支援教育について言及されております。そこでまず、私から、数点先に聞いておきたいことがありますので、事務局、よろしくをお願いします。

本市の特別支援教育についての考え方やこれまでの取り組みについて、学校教育部指導課及び教育サポートセンターから説明を願えたらと思います。

【菊池指導課長】 それでは、私からは本市における特別支援教育の考え方ということでお答えしたいと思います。

本市では、これまでから「ともに学びともに生きる教育」を基本として、互いの違いを認め合い、支え合う集団づくりを目指し、教育を進めてまいりました。また、各学校では学校全体の支援体制を行い、障がいのある児童生徒も、また障がいのない児童生徒も一緒に学ぶというインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を学校で進めていただいているというところでございます。

【山本教育サポートセンター所長】 特別支援教育のこれまでの取り組みについてでございますけれども、まず全ての教職員が障がいのある子どもたちのことをしっかり理解して、学校園内の協力体制のもと、取り組んでいけるように研修の充実に努めてまいりました。

また一方で、支援学級の学級設置による支援学級の担任の確保であったり、それから環境整備、障がいのあるお子さんが階段とか、スロープとか、そういうところでの環境整備、長年にわたって八尾市独自の予算で介助員等を確保してまいったところでございます。

【中山教育長】 委員の皆様のご質問の中で必要あれば求めますので、指導課もサポートセンターもよろしくをお願いします。

それでは、私の確認は一旦置きまして、教育委員の皆様から質疑等ありましたら、お願いします。どなたからでも結構です。

木下委員、お願いします。

【木下教育長職務代理者】 それでは、早速ですが請願がエレベーター設置と介助員の労働条件の改善ということなので、話し合い、審議の前提になる点を確認させてください。

まず第1点目としては、八尾市立小中学校の児童生徒で車椅子を使用している児童生徒の人数を教えてください。

2点目として、エレベーターを設置している学校数を教えてください。

3点目として、介助員さんの全体の人数、その配置について。あるいは学校ですね、校種別の人数等々、教えてください。

次に、最後ですが4点目として、介助員さんの雇用形態について、どういう雇用形態になっているのか、教えてください。

以上、お願いします。

【中山教育長】 木下委員、4点聞いていただいたので、まず、児童生徒で車椅子を使用している生徒の数をお願いします。

【山本教育サポートセンター所長】 現在、平成30年2月末時点で小学校が8名、中学校が3名の、合計11名となっております。

【中山教育長】 次、2点目、エレベーターの設置校数をお願いします。

【馬場教育総務部次長兼教育政策課長】 2点目の、エレベーター設置校数についてお答えをさせていただきます。

現在、小学校では6校となっております。北山本、山本、南山本、志紀、高安、そして亀井小学校、以上6校となっております。

中学校におきましては、4校に設置しております。曙川、桂、大正、高安、以上4校に設置している状況でございます。

【中山教育長】 再度確認ですが、先ほどの事務局の見解の中で出た6校、4校と同一ですね。建設とか改修のときにとっていた分ですね。

【馬場教育総務部次長兼教育政策課長】 そのとおりです。

【中山教育長】 3点目、介助員全体の人数とその校種別の人数等々含めましてお願いします。

【山本教育サポートセンター所長】 3点目の介助員の人件についてお答えいたします。幼稚園で6名、小学校で50名、中学校で12名、合計68名を配置しております。

【中山教育長】 雇用形態もお願いします。

【高橋総務人事課長】 では4点目の、介助員の雇用形態についてお答えいたします。

勤務時間が7時間45分の嘱託職員、勤務時間が5時間25分、いわゆる4分の3の非常勤嘱託職員、勤務時間が7時間45分の臨時的任用職員でございます。

【中山教育長】 木下委員、いかがですか。

【木下教育長職務代理者】 審議の前提になる数字というか、状況は理解できました。ありがとうございます。

【中山教育長】 ほかの委員から質疑ありましたらお願いします。

【村本委員】 では私から、主に施設、エレベーターの件につきましてお聞きいたします。

先ほど、木下委員の質問とも一部重複いたしますが、車椅子を使用する児童生徒が通学する学校と、エレベーター設置済みの学校を教えてくださいと思います。

【中山教育長】 先ほど、山本所長からも現在小学校8名、中学校3名の子どもが車椅子を使用されておられるという話から、今度エレベーターの設置との関係についてのご質問かと思いますが。

【馬場教育総務部次長兼教育政策課長】 平成29年度におけます、車椅子を使用されておられる児童生徒さんが通学されている学校ですけれども、小学校では山本、龍華、曙川、南山本、永畑小学校の5校、中学校では龍華、曙川南、東中学校の3校となっており、小中合わせて計8校となっております。

また、このうち山本、南山本小学校の2校についてはエレベーターが現在設置済みということとなっております。

【村本委員】 では、車椅子を使用する児童生徒が通学する学校の8校のうち、残りの6校にはエレベーターがないわけですが、エレベーター設置の考え方を教えてくださいと思います。

【馬場教育総務部次長兼教育政策課長】 少し見解と重なりますけれども、現在新たに校舎を建設する際に、エレベーターの設置を行っているという状況でございます。

【村本委員】 財政的に厳しいことを理由に設置できないと請願書にありますが、一体既存校舎への設置については幾らぐらいかかりますか。

【田頭教育総務部参事】 お答えします。新しく建物を建てる中でということではなくて、3階から4階建ての一般的な既設校舎に外づけでエレベーター棟を設置するというような場合ですけれども、そういう場合の事業費というのを想定いたしますと、それぞれ個々の学校の状況によって変動するところだと思うんですけれども、一概には難しいんですが、1校当たり大体5,000万から1億円程度の予算を用意する必要があると考えております。

【村本委員】 わかりました。結構かかるものだなと思います。

請願書には車椅子の生徒の授業のための教室移動には、介助員が車椅子ごと担いで2階、3階へ移動しているとか、そのため介助員の腰痛等も発生しているなどの記載がありますが、この点はいかがですか。

【山本教育サポートセンター所長】 お答えいたします。

教育委員会といたしましては、車椅子を使用している児童生徒の移動の安全確保のために、ステアシップと言われる階段昇降機を設置しております。日常的な介助において、介助員が車椅子ごと担いだりすることは、児童生徒、それから介助員双方の安全面から考えても適当ではないと考えております。今後、階段昇降機を適切に使っていただけるように

努めてまいりたいと考えております。

【村本委員】 わかりました。財政的な点で言うと、ほかにも請願書には市立特別支援学校の件についても問題を指摘したとありますが、このあたりについてはいかがですか。

【今岡教育総務部次長】 ただいまの件について、お答えいたします。

市立特別支援学校の教職員の配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の規定によりまして、適切に配置をしておるところでございます。この点につきましては、現在特別支援学校におきましては児童生徒の募集を停止しておりますが、幾ら少人数とはいえ、学校が設置され、児童生徒がいる以上、適法かつ適切に教職員を配置することが当然であると考えております。

【中山教育長】 市立特別支援学校の人件費については、私からも一言だけ言わせていただきたいと思っています。

本市教育委員会では、平成 28 年 2 月に八尾市における特別支援教育の推進と市立特別支援学校についての基本的な考え方をまとめました。その後、市立特別支援学校における具体的な対応について検討いたしまして、今後においても児童生徒数の増加は見込めないことから、連帯意識や仲間意識の醸成などの教育的な意義を鑑みて、集団での教育環境が十分に確保できない等々で、市立特別支援学校では平成 29 年度から、先ほど今岡次長からもありましたが、小学部及び中学部の入学者の募集停止を行っているところです。

しかしながら、先ほど事務局の説明にもありましたけれども、一人でも在籍する児童生徒がいるという以上、学校として適法に職員を配置するのは当然であることでありまして、あえてここで私からも再度言わせておいていただきます。

ほかに委員の皆様、よろしいですか。

【木下教育長職務代理者】 この点につきましては、私も今の中山教育長からの発言に同意しています。というのは、子どもが一人でもいる以上、法的基準に従って配備するのは必要なことですので、その法を犯すということにはできないと思います。ですので、現状こういう形になっているということで、中山教育長の発言に同意します。

【中山教育長】 ほかに委員の皆様、何かございませんでしょうか。

【御喜田委員】 私からも一言言わせていただきます。

中山教育長と木下教育長職務代理者のご意見は当然だと思います。私も実は、今回足を骨折してきょうは車椅子での参加になりました。これまで園でも支援を必要とする子どもたちとかかわってきている中で、私自身がこうした生活をしてみて、肢体不自由児の方の実際の生活を自分自身が経験することになりました。想像以上に自分自身も大変ですし、また周りの人の支えがあつてこそであると感じていて、日ごろサポートをしている子どもたちの保護者の方や支援担当の教員の皆様、それから介助員の皆様のご努力にもう本当に頭が下がる思いです。



ただ、ご指摘の人件費の問題については、確かに請願者のご指摘の部分も市民の感情としては理解できないこともないんですが、学校として運営している以上、その配置というのは在籍人数の問題ではないと思っていますので、あえて発言をさせていただきました。

【中山教育長】 村本委員。

【村本委員】 私も、多くは申し上げませんが、皆様と同じ思いであります。

【中山教育長】 少し施設の件で話が集中しているんですけど、ほかに何かございませんでしょうか。

【御喜田委員】 では、私からは介助員さんの件について確認をしたいと思います。

先ほど少し触れたんですが、車椅子の対応も含めて、多くの人の助けが必要であるということは、私はきょうこの会議に出席するについても、家族のサポートや教育委員会の事務局の皆様がいろいろ手配していただいて、温かい心遣いがあったとのことだと本当に感謝しています。

請願書には、定昇や勤続加算も諸手当も一切なくと書かれていたんですが、これについて説明していただきたいと思います。

【高橋総務人事課長】 お答えいたします。

冒頭、木下教育長職務代理者の質問への回答の中でもさせていただきましたが、さまざまな雇用形態の中で、請願書に記載のある内容に該当する方は非常勤嘱託職員である介助員の件であると認識しておるところでございます。この件につきましては、これまでも何度も請願者である労働組合と協議してまいりましたが、非常勤嘱託職員の介助員につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職であり、その報酬は地方自治法第203条の2に基づき、支給しているものでございます。

【中山教育長】 法に基づいて支給しているものであるという事務局の話ですが、御喜田委員、どうですか。

【御喜田委員】 世間では非正規雇用の問題が多く取り上げられていて、政府も働き方改革ということで、処遇の改善を官民ともに進めていると思うんですが、この面でどうお考えでしょうか。

【高橋総務人事課長】 お答えいたします。

政府におきましても、法律上一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であるという認識のもと、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を設けることといたしまして、その採用方法や任命等を明確化するなど、平成32年度から導入に向け、地方自治法及び地方公務員法の一部改正を実施したところでございます。

これは、地方公共団体における行政事業の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運

営を推進するため、地方公務員の臨時非常勤職員について特別職の任用及び臨時的任用の適性を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図り、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備することとされております。

請願書の要望の点につきましては、これまでの地方自治法の規定上、非常勤職員には手当支給が定められておりませんでした。が、会計年度任用職員については手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備するとされておりますことから、その取り扱いについても検討が必要であるという認識でございます。

【中山教育長】 今、説明いただいた中で、会計年度任用職員という言葉が新たに出たんですけれども、この会計年度任用職員、今とどう違うのか、もう一度お願いできますか。

【高橋総務人事課長】 法改正はされておりますけれども、具体的な制度設計はこれからということの中で、導入に向けまして全庁的に検討を進めているところでございます。これは特別職の任用とか臨時的任用職員の適正の確保ということで、整備をされるもので、一般職の会計年度任用職員の方に関する制度の明確を図ると、こういう規定でございまして、今後全庁的な中で整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【中山教育長】 捉えとしては、八尾市が今全庁的に考えているということで皆様捉えていただいているわけですね。御喜田委員、どうですか。

【御喜田委員】 最後にもう一つ教えていただきたいんですけど、再雇用嘱託員の処遇についても請願にはあったんですが、それについて教えていただいているんですか。

【高橋総務人事課長】 お答えいたします。

再雇用嘱託員の処遇につきましては、組合交渉等も踏まえまして、平成 26 年度には再雇用嘱託職員の報酬一時金の支給月数について、再任用正規職員に準じる形で改めるものとし、報酬のあり方についても見直しを行うなど、これまでも処遇改善に努めてきたところでございます。

正規職員の給与は、人事院勧告等に基づく改定が行われますとともに、定期昇給等が行われますが、再任用正規職員については人事院勧告等に基づく改定以外に経験年数等に伴う昇給はございません。ただ、現在国において定年年齢の引き上げ等についての検討が行われているところでありますので、これらの動向も留意しつつ、適正のあり方について引き続き検討を行いたいと考えているところでございます。

これからも、処遇の改善につきましてはさきの見解のとおり、国の動向や社会情勢等を踏まえ、引き続き関係部局と協議等を行いたいと考えているところでございます。

【中山教育長】 平成 26 年度に改める機会、処遇改善があった、その後はずっとまだ労使で交渉を続けているということですね。

ほかに処遇改善の部分について、何かございませんでしょうか。

【木下教育長職務代理者】 今、御喜田委員からの質問に対して、雇用形態についていろいろと説明をいただいたんですが、介助員さんの処遇改善については教育委員としてなかなか判断しにくい面があると思えました。

【中山教育長】 木下職務代理の発言のとおり、勤務労働条件とかそれから特に今おっしゃった処遇改善については、請願の採択、不採択にかかわらず、今後も引き続き労使で十分な協議を続けていく必要があると考えております。協議については、今後も人事の担当者と引き続き、処遇改善についてはよろしくお願ひしたいと思っております。

【高橋総務人事課長】 引き続き、協議を続けてまいりたいと考えているところでございます。

【中山教育長】 委員の皆様、この労使関係については事務局で続けてやっていただくということでよろしいでしょうか。

ほかに何か、質疑等ありませんでしょうか。かなり詳細に請願、書いていただいていますので。質疑よろしいですか。

なければ、ここで質疑を終結しまして、要綱の第7条の規定による採決に移りたいと思います。

本件の採決は、御喜田委員が起立が難しいので、今回は挙手によって行いたいと思いません。

請願第1号の「八尾市立小・中学校における障がい児教育の環境整備と介助員の労働条件についての請願の件」について、採択とすることに賛成の方、挙手願います。

(挙手なし)

【中山教育長】 挙手はございません。では、不採択とすることに賛成の方、挙手を願います。

(挙手多数)

【中山教育長】 では、出席委員の全員の意思により、本請願は不採択といたしますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、請願第1号については不採択とすることに決めます。

最後に一言だけ、私から述べておきたいと思います。この請願につきましても、これまでも請願者とは、私を始め教育委員会事務局の部長等も交えましてご協議させていただいてきた内容でございます。請願の提出に至ったのは、協議が実らず、残念だという思いもありましたが、請願については平成28年度に整備したこの会議規則及び取扱要綱等を踏

まえて、きちんと審議させていただきました。採決の結果は、今不採択となったところでございますが、その請願の趣旨については、これを踏まえまして教育行政を進めるのは当然のことであり、このスタンスで実施してまいりたいと考えております。

今後も、請願者と協議する場はあると思います。今回の請願が不採択となった事実も踏まえつつ、より実りのある協議になりますように、教育委員会事務局とそれから請願者が円満に話し合いができるように、今後もどうかよろしくお願いします。

では、請願審査はこれにて終了させていただきます。よろしいでしょうか。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。再開は 10 時 10 分といたします。

(暫時休憩)

【中山教育長】 それでは、再開させていただきます。

次に、議案第 10 号「教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正の件」について、審議いたします。

引き続き、提案理由を高橋課長より説明願います。

【高橋総務人事課長】 ただいま議案となりました議案第 10 号「教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正の件」について、御説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 3 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、八尾市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の施行及び教育委員会の組織機構改革に合わせまして、教育委員会議での議決事項、教育長による専決事項、教育長への委任事項の明確化を図るとともに、所要の整備のため、本案を提出するものでございます。

なお、本改正につきましては、これまでの本市における定例及び臨時の教育委員会議での議決実績をもとに、他市の例も参考に原案をお示しし、協議会等で賜りましたご意見を踏まえてご準備させていただいたものでございます。

では、具体的な内容につきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正の新旧対照表をごらん願います。

まず、第 2 条を教育委員会議決事項に改めまして、議決事項の明確化を図るため、各号において定例会等において議決を受ける事項を明示するものでございます。

第 2 条の各号につき、ご説明申し上げます。まず、現行第 2 号及び第 8 号の規定につきましては、第 1 号に含まれるものとして削除するものでございます。

次に、現行第 3 号、第 5 号、第 7 号、第 10 号の規定につきましては、第 5 条において規定する専決事項との整合性を踏まえ、文言の規定の整備を行うものでございます。

次に、現行第 9 号、第 13 号、第 14 号及び第 15 号の規定につきましては、これまでの議決実績を考慮し、文言の整備を行うとともに、新たに通学区域及び市指定文化財の制定等について規定を加えるものでございます。

次に、現行第 11 号及び第 12 号の規定につきましては、他の規則等における専決規定も踏まえ、削除するとともに、その他の規定につきましても所要の整備を行うものでござい

ます。

続いて、教育長の専決事項及び委任事項に係る整備でございます。まず、第5条においては、これまで同様教育長の専決事項を規定するものでございますが、さきの第2条で規定した議決事項との整合性を踏まえた改正を行うものでございます。

次に、第6条においては、教育長に対する事務の委任等について定めるものでございますが、第1項において第2条及び第2項に規定する事項を述べたものを委任すること、第2項において事務処理を副教育長以下の職員に専決させることができる旨を規定するものでございます。

その他、第4条、第6条及び第7条におきましても、文言整理等の所要の整備を実施するものでございます。

なお、附則におきまして、この規則の施行期日を平成30年4月1日と規定するとともに、八尾市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則における引用条文を改正するものでございます。

以上が提案理由でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 ただいま提案理由の説明がありましたが、説明のとおり、本件については昨年12月以来何度も教育委員の皆様とは協議を重ねてまいりました。本改正の内容は、法によりまして教育長に委任できない事項につき、この教育委員会議での議決すべき事項と、その他の事務局で専決すべき事項の明確化を図るという趣旨で行ってきたことであることをまず確認させていただきます。委員の皆様方、これについて質疑どうでしょうか。よろしいですか。かなり質疑、協議重ねてまいりましたので、採決に移らせていただきたいと思います。

議案第10号につき、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第10号「教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正の件」について、いずれも原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第13号「八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の件」について審議いたしますので、提案理由を馬場教育総務部次長兼ねて教育政策課長より説明願います。

【馬場教育総務部次長兼教育政策課長】 それでは、ただいま議題となりました議案第13号「八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の件」について、ご説明をさせていただきます。

本件は、八尾市教育委員会事務局事務処理規程を一部改正するにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由ですが、教育委員会事務局の教育次長を副教育長に名称変更し、あわせて八

尾市教育センター条例の施行に伴い、関係規程の一部を改正する必要があるものでございます。

なお、事務処理規程の一部を改正する規程の附則にて、八尾市教育委員会事務専決規程の一部改正を予定しておりますので、新旧対照表としては分けてご用意をさせていただいております。

それでは、まず資料、八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の新旧対照表をごらん願います。

まず、副教育長への名称変更に伴う主な改正の内容でございますが、本文中の教育次長を副教育長に改めるものでございます。

次に、副教育長の職責についてでございますが、第4条におきまして、これまで教育次長の職責について規定した内容を改め、副教育長の職責として項目を具体的に明示することとし、新たに第1号として、教育行政の基本方針の策定その他の重要な事項について、教育長の意思決定への参画により、教育長の職務遂行を補佐すること、第2号として、教育委員会事務局内の組織及び人事労務管理の統括を行うこと。第3号として、部相互間の協議、調整、連絡等の総括を行うこと。第4号として、市長部局と教育委員会事務局の相互間の協議、調整を行うこと。第5号として、所管事務の執行状況等を把握し、必要な調整を行うこと。そして、第6号として、教育長に必要な報告及び情報提供を行うこと、について規定をいたすものでございます。

次に、第5条の部長の職責、第5条の2の生涯学習担当部長の職責、第6条の理事の職責につきましては、市長部局における事務処理規程の内容とも整合を図り、事務執行に係る指揮監督や報告事項についての規定の整理を行うものでございます。

次に、八尾市教育センター条例の施行に伴う主な改正の内容について説明をさせていただきます。

第2条第15号、第18号、第20号、第21号中の八尾市立教育サポートセンター条例及び八尾市立教育サポートセンター条例施行規則を、八尾市教育センター条例及び八尾市教育センター条例施行規則にそれぞれ改めるものでございます。

次に、本改正とあわせまして文言整理を行い、第2条の見出しに用語の定義を記載するとともに、別表2の個別専決事項について、第2項及び第3項中の学校教育部長を部長に改めるものでございます。

続きまして、資料、八尾市教育委員会事務専決規程の一部改正の新旧対照表をごらん願います。

改正の内容でございますが、第2条に副教育長の専決事項として、第1号といたしまして学校園その他の教育機関の敷地の決定及び変更並びに校舎その他建物に関すること（軽易なものに限る）。第2号として、被表彰者の決定（文化の日の表彰式典における八尾市教育委員会表彰を除く）、に関することを新たに規定いたすものでございます。

また、現行の第2条以降を1条ずつ繰り下げるとともに、現行の第3条第1項中の教育サポートセンター所長を教育センター所長に改め、文言整理といたしまして、同項第1項中、特別有給休暇、を、特別有給休暇を、に改めるものでございます。

いずれも、施行につきましては平成30年4月1日より施行いたすものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろ

しくお願いいたします。

【中山教育長】 委員の皆様、この件につきましても質疑等々ありましたらよろしくお願  
いします。

ないようですが、本件に関しましても、一連で協議してきたことですので、採決に移ら  
せていただいてもいいかと思っております。よろしいですか。

それでは、採決に移らせていただきます。

議案第 13 号につき原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 それでは、原案どおり可決させていただきますので、よろしくお願  
いいたします。ありがとうございました。

次に、議案第 14 号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」について審議  
いたしますので、提案理由を南生涯学習スポーツ課長より説明願います。

【南生涯学習スポーツ課長】 それでは、ただいま議案となりました議案第 14 号「八尾  
市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」につきまして、ご説明させていただきます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 3 号の規定により、教育委員  
会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、放課後児童室保育料減免手続の軽減化に伴う変更、入室許  
可申請書の様式変更、また入室児童の増加対応及び基準条例の適合化による児童室の整備  
のため、児童室の数及び名称を変更する必要があると、規則の一部を改正する必要があるの  
で、本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表、八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正をご参照  
願います。

改正内容につきましては、放課後児童室保育料減免手続に関して、平成 29 年度定期監  
査において指摘もあり、また、保護者の負担軽減の観点から、第 7 条に新たに第 3 項を加  
えることで、別表第 2（4）の項及び（5）の項で、同一世帯で 2 人以上入室している場  
合の減免手続を軽減するものです。

また、別表第 1（2）条関係において、用和地区第 3 放課後児童室、定員 50 名及び南  
高安地区第 4 放課後児童室、定員 40 名を新たに設け、曙川地区に第 2 放課後児童室を新  
たに設け、第 1、第 2 放課後児童室の定員をそれぞれ 40 名とし、高美地区に第 3 放課後  
児童室を新たに設け、第 1、第 2 の放課後児童室の定員をそれぞれ 40 名、第 3 を 20 名と  
し、永畑地区に第 3 放課後児童室を新たに設け、第 1、第 2、第 3 の放課後児童室の定員  
をそれぞれ 50 名とし、亀井地区第 4 放課後児童室、定員 40 名を新たに設け、上之島地区  
に第 2 放課後児童室を新たに設け、第 1、第 2 の放課後児童室の定員をそれぞれ 40 名と  
しております。

最後に、様式第 1 号第 4 条第 1 項関係として規定する、放課後児童室入室許可申請書に  
ついて、保護者がよりわかりやすく記入しやすいように、文言等の変更を行ったものでご

ございます。

この規則の施行につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から施行いたすものでございます。以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

【中山教育長】 説明ありがとうございました。

委員の皆様、この件につきまして質疑等々よろしくお願いいたします。

伊東課長、松月参事から何か追加で説明ありましたらお願いします。

【伊東青少年課長】 放課後児童室の件でございますけれども、今年度も待機児童がないように整備させていただいています。つきましては、教育委員会様、そして学校の校長先生が積極的に学校の教室などの提供にかかる調整につきまして、多大なご協力をいただき、おかげさまで期限内での申請につきましては待機児童ゼロの見込みが立っております。

今後も放課後児童室につきましては、共働き世帯やひとり親家庭世帯、働く女性の方も増えております。そういう関係もございまして、児童室への入室希望も増えていく傾向にございます。こどもいきいき未来計画でも児童の入室見込みを増員の方向で上方修正させていただいたところでもございますので、教育委員会及び学校におかれましては、また引き続きご協力いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中山教育長】 いかがでしょうか、委員の皆様。

放課後児童室の皆様のご努力により、八尾の子どもたちの待機は、30 年度についてゼロということは、喜ばしいことなので、大変とは思いますが、またこれからも協働してやっていくということでよろしくお願いいたします。

委員の皆様、よろしいですか。

それでは、この件に関しまして、質疑なしということで可決することにご異議ないかどうか、もう一度、最終確認したいと思います。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第 14 号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」については、原案どおり可決いたしました。

#### {報告事項}

【中山教育長】 それでは、先に報告事項に移らせていただきます。

【高橋総務人事課長】 それでは、その他報告事項、平成 29 年度第 3 回総合教育会議について、口頭にて簡潔にご報告させていただきたいと思っております。

平成 29 年度第 3 回総合教育会議につきましては、過日市長より開会のご案内がありま



したが、本日午前 11 時開始とされておりまして、会議の場所につきましては 6 階大会議室でございますので、ご出席よろしくお願ひしたいと思ひます。

報告は以上でございます。

【中山教育長】 委員の皆様、よろしいでしょうか。11 時から総合教育会議、よろしくお願ひいたします。

ほかに報告事項、事務局何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして本日の公開による議案審議は終了いたします。

(休憩)

(以下、非公開審議)

【中山教育長】 それでは、議事を再開いたします。

議案第 11 号「平成 30 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について審議いたします。提案理由を今岡教育総務部次長より説明願ひます。

【今岡教育総務部次長】 それでは、議案第 11 号「平成 30 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」についてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 5 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、平成 30 年度八尾市教育委員会事務局人事について、配置換え等を行う必要がありますので、本案を提出するものでございます。

それでは、別添の資料をご覧ください。

(以下、資料に基づき説明)

【木下教育長職務代理者】 配置について、どのようなことを配慮したのですか。

【今岡教育総務部次長】 勤務歴や個々の特長を生かした配置をしております。

【木下教育長職務代理者】 これまでの配置と比べると、方向性が変わっているように思うのですが、どのような意図からですか。

【中山教育長】 中核市への移行、教育センターの開所に伴い、教育委員会組織が有効に機能することを目的にしております。また、小中一貫教育の推進等、新しい施策や教育課題に対応するため、各課の連携をこれまで以上に強まると考えております。ほかに質疑はございませんか。ないようでしたら、採決に移らせていただひてよろしいですか。議案第 11 号につき、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第 11 号「平成 30 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について原案どおり可決しました。

【中山教育長】 それでは、次に議案第 12 号「平成 30 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について審議いたします。提案理由を今岡教育総務部次長より説明願います。

【今岡教育総務部次長】 それでは、議案第 12 号「平成 30 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」についてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 5 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、平成 30 年度八尾市立幼稚園長人事について、配置換え等を行う必要がありますので、本案を提出するものでございます。

それでは、別添の資料をご覧ください。

(以下、資料に基づき説明)

【木下教育長職務代理者】 認定こども園移行の前年度となりますが、配置の方針を聞かせてください。

【今岡教育総務部次長】 平成 30 年度は、認定こども園に引き継ぐ園が 5 園、32 年度まで幼稚園として存続する園が 3 園、5 歳児学級 1 クラスだけの園が 8 園存在するわけですが、いずれの園についても、子どもたちや保護者が安心して園生活を送っていただけるような体制整備を考えて人事配置を行いました。

【村本委員】 兼務園長を 5 名配置するようですが、園運営に支障はありませんか。

【今岡教育総務部次長】 小中学校での管理職の経験を有する者を配置する予定です。これまでの経験を活かした園運営が見込めるとともに、幼小連携も推進されると考えております。

【中山教育長】 幼児教育の充実、認定こども園への移行を念頭に置いた人事配置となっております。ほかに質疑はございませんか。ないようでしたら、採決に移らせていただいでよろしいですか。議案第 12 号につき、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第 12 号「平成 30 年度八尾

市教育委員会の人事に関する件」について原案どおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しました。それでは、3月定例教育委員会を終了します。